自然環境保全法の陸域における施行状況の検討結果について

平成30年5月28日に開催された第35回中央環境審議会自然環境部会において定められた作業方針に従い、自然環境保全法の陸域における施行状況を整理・検討するために、下記の項目を実施した。

≪第35回中央環境審議会自然環境部会で定められた作業方針≫

- 1. 自然環境保全地域等の保全状況にかかる意見聴取等:
 - ・原生自然環境保全地域、自然環境保全地域の保全状況について、担当する 環境省地方環境事務所等に報告を求める。
 - ・都道府県自然環境保全地域の保全状況について、都道府県からの意見聴取 (アンケート)を実施。

【結果】

- (1)環境省地方環境事務所等からの報告(原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域の保全状況や課題、制度改正の必要性等について)
- ・アクセスが悪く立ち入りが難しい地域では、巡視を行えていないこともある。
- ・制度上の問題は生じておらず、制度改正の必要はない。
- (2) 都道府県へのアンケート(都道府県自然環境保全地域の保全状況、制度 改正の必要性等について)
- ・制度の改正は不要。(45件)
- ・平成30年4月の自然公園法施行規則の一部改正(希少野生動植物種の保護や特定外来生物への対策の必要性の高まりを踏まえた、不要許可行為の追加等)等を踏まえ、自然環境保全法施行規則に定める自然環境保全地域等における不要許可行為についても改正の必要性を検討すべき。(2件)

≪第35回中央環境審議会自然環境部会で定められた作業方針≫

2. 有識者への個別ヒアリング:

1の意見聴取等の結果を踏まえつつ、下記の内容について、有識者への意見聴取(個別ヒアリング)を実施。

- ・民間による自然環境保全地域等の保全の取組状況について
- ・自然環境保全法の陸域に関する制度改正の必要性について

*個別ヒアリングを実施した有識者(4名)とヒアリングの観点

①東京女子大学 現代教養学部 教授	・担当行政機関への意見聴取等の手法につ
石井 信夫 氏	いて
	・哺乳類生態学、保全生態学の観点
②岩手県自然保護指導員	・民間による自然環境保全地域等の管理
武内 寛 氏	早池峰自然環境保全地域、都道府県自然
	環境保全地域の観点
③大学共同利用機関法人 人間文化研究機構	・森林生態学の観点
総合地球環境科学研究所 特任教授	・白神山地自然環境保全地域の観点
中静 透 氏	・検討の結果のとりまとめ方針について
④国立研究開発法人	・森林科学、野生動物管理学の観点
森林研究・整備機構森林総合研究所	・屋久島原生自然環境保全地域の観点
多摩森林科学園 研究専門員	・検討の結果のとりまとめ方針について
小泉 透 氏	

【結果】

- (1) 自然環境保全地域等の陸域における保全のあり方について
- ・自然環境保全地域等の保全に当たっては、社会の移り変わりも踏まえつつ、 植物相や動物相からなる生態系をセットで保存し、日本の「生態系の教科書」 として後世に引き継ぐことが適当である。
- ・生態系は自然環境保全地域等の区域の内外に跨がるものであるため、周辺地域の問題も踏まえて景観生態学的な保全計画を考える等、関係者が連携を深め、取り組むことが望ましい。
- ・自然環境保全地域等は、人の活動が規制されていることなどから、地域と切り離されがちである。保全の内容について入山者らへの普及啓発を行うとともに、地元住民に関心を持ってもらうことで保全に繋げていくことも考えられる。

- ・ニホンジカ等による食害や気候変動影響も見据えつつ、情報収集、モニタリング等の実施体制を検討し、生物相、希少種生息・生育状況、植生等に関する 基礎データの整理・充実に務めるとともに、収集したデータを科学的に評価する手段についても検討することが適当である。
- ・情報収集に当たっては、予算の限度も考えられることから、既存の情報(自然保護指導員等の情報、入込者数、空中写真、関係機関モニタリング等)を有効に活用すべきである。
- ・希少種の生息地の視点や外来種対策の視点から地域内の情報を収集・整理することが適当である。例えば、笹ヶ峰自然環境保全地域では、ツキノワグマやカモシカの生息が確認されれば保全の主要な対象になり得る。また、白髪岳自然環境保全地域には、カモシカが生息しているかもしれない。
- ・早池峰自然環境保全地域の周辺では、ラン科植物は全般に減少傾向に感じる がその原因は不明である。

(2)制度改正の必要性について

・制度改正の必要はないと考えられる。(4名)

<今後の方針について>

以上の結果より、自然環境保全法にかかる陸域の制度については、全体として は改正の必要はない。ただし、自然環境保全地域等における不要許可行為にかか る自然環境保全法施行規則の改正の必要性を検討する。

また、有識者への個別ヒアリングにより得られた意見を踏まえながら、自然環境保全法の現行制度を引き続き運用していく。